



税務情報

国税庁からの公表情報

1. 通算法人が使用する法人税等各種別表関係（イメージ）の公表

国税庁は 11月 30 日、「通算法人が使用する法人税等各種別表関係（イメージ）」というページにおいて、グループ通算制度を適用している通算法人が確定申告をする場合に使用する別表のうち主なもの（2022 年 4 月 1 日以後終了事業年度分）と、その記載要領を掲載しました。

「掲載している別表及び記載要領は、2021 年 9 月 17 日現在公布されている法令に基づいて作成したイメージであり、今後の税制改正等によって変更することがありますので、グループ通算制度施行後に実際使用するに当たっては最新の情報をご確認ください。」との注意書きがありますが、グループ通算制度施行後、どのような申告書を作成することになるのかをイメージする際の参考になります。

なお、たとえば以下の別表には、中小通算法人・中小企業者等の判定に関する以下の資料が併せて掲載されています。

■ 別表 1（各事業年度の所得に係る申告書）

法人税率の軽減措置の適用が可能となる中小通算法人に該当するか否かの判定等について解説する「[中小通算法人の判定](#)」（PDF 172KB）

■ 別表 6（8）（一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書） 等

中小企業者向け租税特別措置の適用が可能か否かの判定等について解説する「[通算法人が中小企業向け租税特別措置の適用を受ける場合の中小企業者判定等](#)」（PDF 269KB）

■ 別表 7（1）（欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書）

欠損金の損金算入限度額が所得の金額の 100%相当額とされる中小通算法人に該当するか否かの判定等について解説する「[欠損金の繰越しに係る中小通算法人の判定](#)」（PDF 156KB）

2. 電子帳簿保存法関係申請書等の様式の公表

国税庁は 11 月 30 日、2021 年度税制改正による電子帳簿等保存制度の抜本的な見直しに関する各種情報を集約した「[令和 3 年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて](#)」において、「[申請書等様式](#)」というページを公表しました。

このページには、2021 年度税制改正後の適用に関する以下の 5 つの手續に係る届出書・申請書等が掲載されており、これらは 2022 年 1 月 1 日以後に提出することができます。

(1) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出

国税の納税義務の適正な履行に資する一定の要件を満たした電子帳簿（優良な電子帳簿）については、その電磁的記録に記録された事項に関して生じた申告漏れに課される過少申告加算税が 5%軽減されます。このページには、本軽減措置の適用を受けようとする場合に提出しなければならない届出書及びその記載例のほか、優良な電子帳簿の要件を満たしているか否かを確認することができる「[優良な電子帳簿の要件チェックシート](#)」(PDF 117KB) も掲載されています。

(2) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出/国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出

(i) (1) の過少申告加算税の軽減措置の適用を取りやめる場合又は (ii) 2021 年度税制改正前の規定により電磁的記録等による保存等の承認を受けている国税関係帳簿書類について、電磁的記録等による保存等を取りやめる場合に提出する届出書及びその記載例が掲載されています。

(3) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出/国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出

(i) (1) の届出書に記載した事項の変更をする場合又は (ii) 2021 年度税制改正前の規定により電磁的記録等による保存等の承認を受けている国税関係帳簿書類について、申請書等に記載した事項の変更をする場合に提出する届出書及びその記載例が掲載されています。

(4) 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出（過去分重要書類）

(5) 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請

(4) 及び (5) については、2021 年度税制改正前においても同様の届出書・申請書が用意されていましたが、記載内容が一部変更されています。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.